

# 「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例」 申請の手引き

茅ヶ崎市

平成23年7月1日

(令和3年7月1日改訂)



# 目 次

1	条例制定の背景と目的	P 2
2	事業主の方へ（第3条）	P 3
3	土地所有者の方へ（第4条）	P 3
4	許可が必要となる埋立て等（第5条第1項）	P 4
5	埋立て等の許可を要しない行為（第5条第2項）	P 4
6	事業の流れについて	P 5
7	埋立て等許可（申請～交付）に係る他法令等との関係	P 6
8	前相談について	P 7
9	事前相談（「埋立て等計画概要書」の提出）について	P 7
10	「埋立て等協議申出書」の提出について（第6条）	P 10
11	「埋立て等許可申請書」の提出について（第7条）	P 11
12	許可の基準について	P 14
13	埋立て等許可決定書の交付（第9条）	P 16
14	標識の設置について（第10条）	P 16
15	近隣住民等への周知について（第3条第1項）	P 16
16	変更許可の申請、届出について（第11条）	P 18
17	地位の承継について（第12条）	P 19
18	完了の届出及び検査について（第14条）	P 19
19	罰則について	P 20
	「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例」	P 21
	「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」	P 24



# 1 条例制定の背景と目的

建設工事などで発生する建設残土は、その収集、運搬及び処分を規制するための法律が整備されておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）でも規制対象となる廃棄物ではないとされています。また、建設残土は必ずしも再利用されるわけではないので投棄されることも多く、災害の発生や環境破壊などの問題を発生させる要因となっていました。

そこで、県では、土砂の適正な処理と土砂等による土地の埋立て若しくは盛土、土砂等のたい積又は切土（以下「埋立て等」という。）に伴う災害の発生防止を目的に、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「県条例」という。）を平成11年3月に制定しました。

市内で行われる埋立て等についてもこの条例が適用され、建設工事又はストックヤードの区域から500立方メートル以上の土砂を搬出する場合や、区域面積が2,000平方メートル以上の埋立て等を行う場合、県知事の許可を必要とするなど一定の規制が行われています。

しかしながら、近年、2,000平方メートル未満の小規模な埋立て等において、一部不適切な処理により、自然環境の悪化や近隣住民の生活環境への影響が生じていることから、市では区域の面積が500平方メートル以上の埋立て等に関して市長の許可を必要とするなどの規制を行うため、条例を制定しました。

このように、埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊又は流出その他の災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全することを目的としています。

## ◆用語解説◆

### 土砂等とは

土砂、砂利、岩石等で、廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの）以外のもの  
具体例 砂、礫、砂質土、礫質土、シルト（微砂）、粘土

### 埋立て等とは

埋立て、盛土、堆積および切土のことをいう。

「埋立て」・・・ 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること

「盛土」・・・ 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来その形状の変更がないもの

「堆積」・・・ 一時的に土砂を積み上げることであり、将来その形状の変更が予定されているもので、土砂等の仮置きを含む。なお、堆積完了後6ヶ月以上放置したものについては「盛土」とみなす

「切土」・・・ 周辺地盤面より高い地盤又は斜面を切り取って低くすること

## 2 事業主の方へ（第3条）

### （埋立て等の工事を施工しようとする時は・・・）

埋立て等に係る工事を施工しようとする事業主や工事施工者には、次の責務があります。

#### （事業主及び工事施工者の責務）

- ①埋立て等に係る工事を施工しようとするときは、あらかじめ、工事の概要について埋立て等に係る区域の近隣に居住する者や隣接する土地の所有者等に周知するよう努めなければなりません。
- ②災害の発生を防止するため、必要な措置を講じなければなりません。
- ③埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境や住民の生活環境を保全するよう努めなければなりません。
- ④工事の施工に伴い苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。

## 3 土地所有者の方へ（第4条）

### （事業主に土地を提供したときは・・・）

埋立て等に係る区域の土地を所有する方には、次の責務があります。

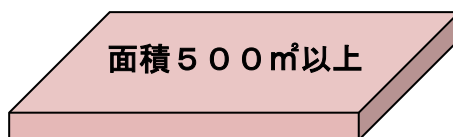
#### （土地の所有者等の責務）

- ①事業主に土地を提供したときは、工事施工者が工事の際に、災害の発生を防止するために必要な措置を講じていること並びに周辺の地域の自然環境や生活環境の保全に努めていることを確認しなければなりません。
- ②災害の発生を防止するため、その所有する土地を適正に管理しなければなりません。

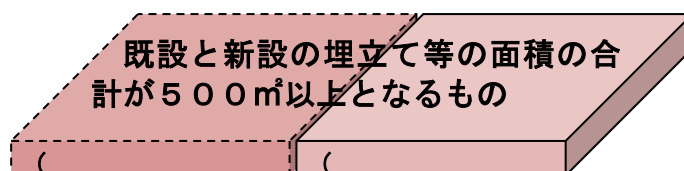
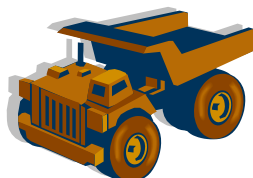
土地の所有者の方も自身の土地を適切に維持管理する義務が民事上生じることから、工事の規模にかかわらず、一般的な責務として規定があります。しかしながら、土地の所有者の方は必ずしも専門的な知識を有していないこともあるため、市が必要な場合に応じて指導又は助言をすることができます（第21条）。

## 4 許可が必要となる埋立て等（第5条第1項）

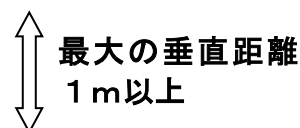
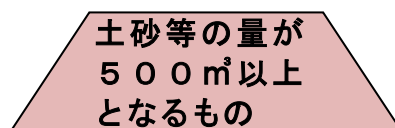
- ① 埋立て等に係る区域の面積が500平方メートル以上となるもの



- ② 埋立て等に係る区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のもののうち、当該埋立て等に係る区域に隣接する土地において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、又は現に行われている場合であって、埋立て等に係る区域と当該既に行われ、又は現に行われている埋立て等に係る区域の面積との合計が500平方メートル以上となるもの



- ③ 埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面（堆積の場合にあっては、土砂等の最大堆積時の地盤面）の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの



### 注意

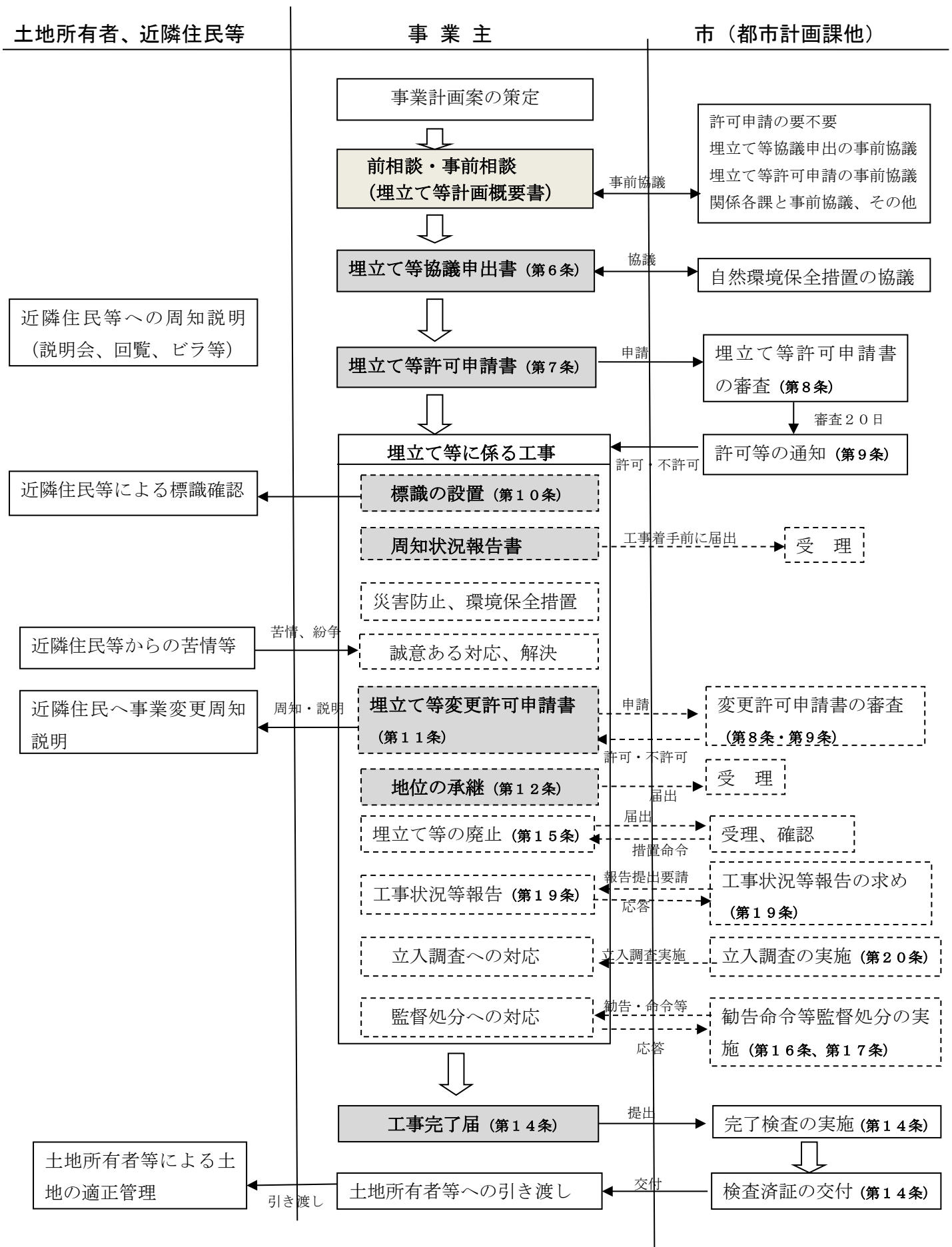
埋立て等（切土を除く）に係る区域の面積が2,000平方メートル以上かつ高さが1メートル以上となる場合は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に許可の申請が必要となります。そのため、本市条例の許可の対象とはなりません。

## 5 埋立て等の許可を要しない行為（第5条第2項）

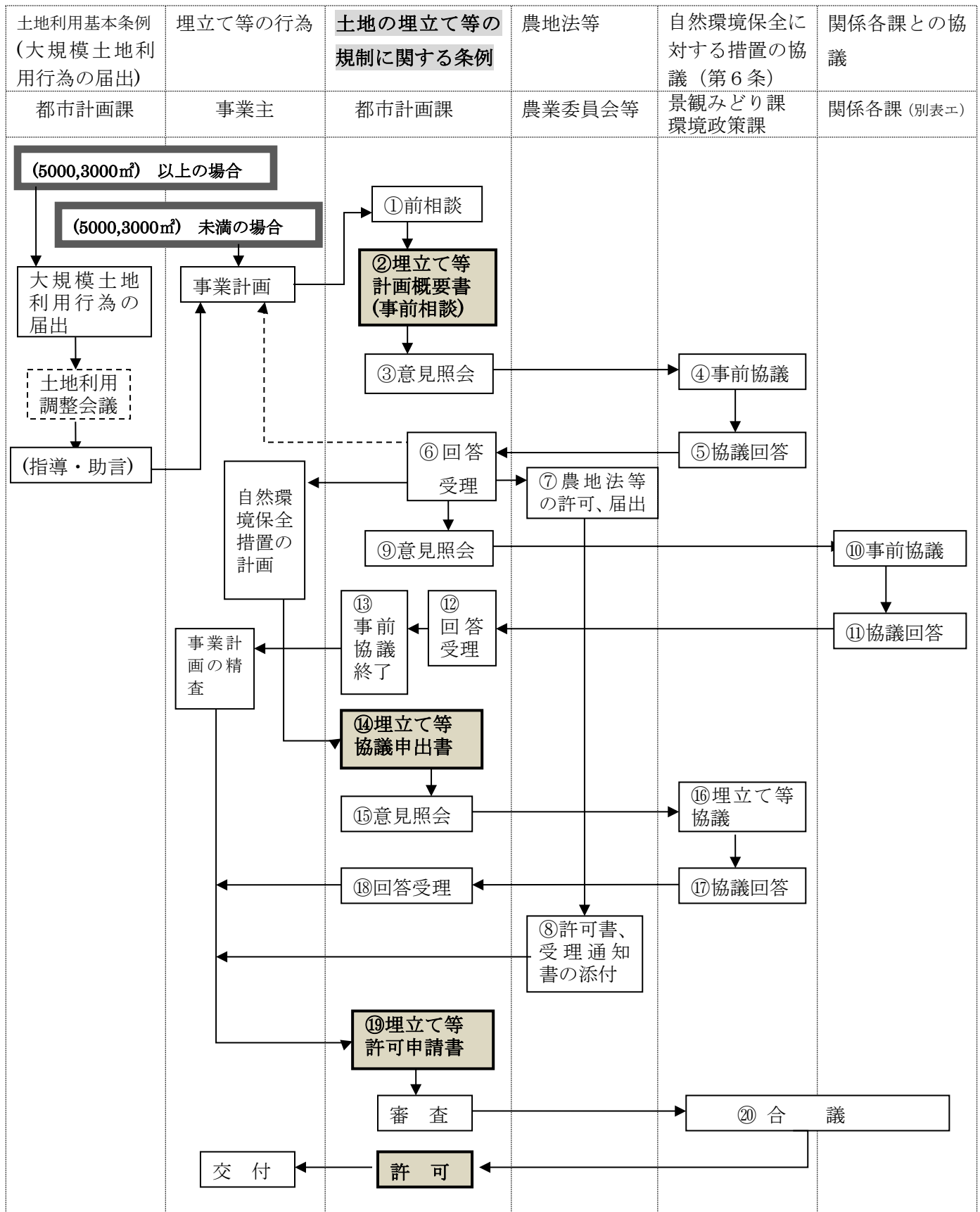
### 埋立て等の許可を要しない行為（適用除外）

- (1) 他の法令又は条例の規定（森林法・農地法を除く）による許可、認可等を受けて行う埋立て等
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定めるもの（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社）が行う埋立て等
- (3) 災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

# 6 事業の流れについて



## 7 埋立て等許可（申請～交付）に係る他法令等との関係



(5000,3000㎡) の意味・・・市街化区域 5000㎡、市街化調整区域 3000㎡

## 8 前相談について

本条例には、前相談および事前相談に関する規定はありませんが、しかし手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、その後の手続きを合理的に進める上で申請等を行う方々を利するものであります。そのため、土砂等の埋立て等を行う皆様には、前相談(①)および事前相談(②)を行っていただきますようお願いいたします。( ( ) 内の数字は P6 の図の番号です)

### ■ 前相談で行うこと

- 1 本市条例の許可の可否を確認する。
- 2 今後の事務手続きを確認する。

## 9 事前相談（「埋立て等計画概要書」の提出）について

### ■ 事前相談で行うこと

- 1 「埋立て等計画概要書」(②)を提出する。
- 2 自然環境保全に対する措置について、景観みどり課および環境政策課と事前協議(④)を行う。
- 3 事前協議④が終了してから関係各課と事前協議(⑩)を「関係各課一覧」(P9)に基づき行う。

**重要** 「埋立て等許可申請書」(⑬)の「設計」の欄には、施行規則別表第2(第6条関係)の第2項(生活環境保全措置)および第3項(事故防止措置)について基準を全て網羅するように関係各課と事前協議(⑩)を行うこと。

### ■ 「埋立て等計画概要書」について

- 様式は次頁とし、提出部数は1部、添付図書のサイズはA3以下とする。
- 埋立て等の面積を算定するに当たり、埋立て等の面積とは埋立て等を行う部分のみであり、工事ヤードを含む仮囲い等の面積は対象とならないことに注意する。
- 添付図書の記載事項

添付図書	記載事項
位置図	位置が明確にわかること
求積図	求積表が付いていること
公図の写し	埋立て等の箇所に赤枠が記されていること
現況平面図	現況地盤高が記されていること
現況断面図	現況地盤高が記されていること
計画平面図	計画地盤高が記されていること
計画断面図	計画地盤高、のり面角度が記されていること
周囲の状況がわかる現況写真	写真方向がわかる平面図が記されていること

### ■ 注意事項

- 事前協議の途中で計画内容の再考をお願いする場合があります。
- 下記の手続きについては、自然環境保全に対する措置についての事前協議(④)終了後に都市計画課から申請者へ連絡をしますので、その連絡を受けてから手続きを行ってください。
  - ・農地法の許可および届出(⑦)
  - ・関係各課と事前協議(⑩)



## 埋立て等 計画概要書

(事前相談用 A4版)

※ 整理番号		※ 年 月 日 受付		
		※ 年 月 日 完結		
埋立て等に係る区域の位置		茅ヶ崎市		
事業主	住所	電話番号 ( )		
	氏名			
設計者	住所	電話番号 ( )		
	氏名			
埋立て等の区分		<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土		
埋立て等の目的				
埋立て等に係る区域の面積		$m^2$		
埋立て等に係る土砂等の高さ		m	埋立て等に係る土砂等の量	$m^3$
土砂等の種類		工事期間	～	
関係法令 (自然環境及び生活環境保全措置等について)		<input type="checkbox"/> 森林法 <input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※ 相談経過				
※ 決裁欄				

備考 次の図書を添付してください。図面の大きさはA3以下としてください。  
 (1)位置図 (2)求積図 (3)公図の写し (4)現況平面図 (5)現況断面図 (6)計画平面図  
 (7)計画断面図 (8)周囲の状況がわかる現況写真

## 関係各課一覧

	関係課名	根拠法令、計画等	概要
<input type="checkbox"/>	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用基本条例	面積 5000㎡以上（市街化調整区域 3000㎡以上）の土地利用を行う場合の大規模土地利用の届出
<input type="checkbox"/>	〃	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例	災害発生防止のための必要な措置
<input type="checkbox"/>	安全対策課	駐車場法第 12 条	駐車面積 500㎡以上で不特定多数を対象とした有料駐車場を設置する場合の届出 駐輪場、交通安全に関する事項
<input type="checkbox"/>	景観みどり課	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例第 6 条	自然環境を保全するための措置についての市長との協議（「埋立て等協議申出書」の事前協議）
<input type="checkbox"/>	道路管理課		工事に伴う車両の運行条件について、工事車両運行協議書の提出
<input type="checkbox"/>	下水道河川管理課	茅ヶ崎市水路に関する条例	水路敷に工作物を新設または改築し敷地を占用する許可 水路敷を掘削、盛土し、または堤防、護岸、その他水路の付替え工事、その他これらに類する行為の許可
<input type="checkbox"/>	社会教育課	文化財保護法	指定文化財及び埋蔵文化財に関する協議
<input type="checkbox"/>	環境政策課	茅ヶ崎市環境基本条例第 6 条 茅ヶ崎市環境基本計画	コア地域の保全等、環境保全施策を理解してもらうため協議が必要
<input type="checkbox"/>	環境保全課	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例	10 台以上の駐車施設等を管理する者は、アイドリングストップの周知が必要
<input type="checkbox"/>	〃	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	指定作業を行い、指定施設を設置する場合は許可が必要
<input type="checkbox"/>	〃	騒音規制法 振動規制法	特定建設作業を実施する場合は、作業開始の日の 7 日前までに届出が必要
<input type="checkbox"/>	〃	水質汚濁防止法	特定施設を設置する場合は、設置工事の開始日の 60 日前までに届出が必要
<input type="checkbox"/>	〃	土壌汚染対策法	3000㎡以上の土地の掘削その他の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の 30 日前までに届出が必要
<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局	農地法	農地転用の届出、許可
<input type="checkbox"/>	農業水産課		農業水路等に関する協議
<input type="checkbox"/>	学務課		通学路の安全確保に関する協議
<input type="checkbox"/>	都市政策課		路線バス・コミュニティバスの運行、その他一般車両や歩行者等の通行に支障が無いよう、工事計画に関する協議

## 10 「埋立て等協議申出書」の提出について(第6条)

埋立て等の許可を受けようとする事業主は埋立て等に係る工事を施工するに当たり、埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境を保全するために講ずべき措置について埋立て等の許可の申請をする前に、埋立て等協議申出書(第1号様式)に次の図書を添付して提出し、市長と協議を行ってください。

### ■ 埋立て等協議申出で行うこと

- 1 「埋立て等協議申出書」(⑭、下記)を提出する。
- 2 提出後、景観みどり課および環境政策課と、埋立て等協議(⑯)を行う。

### ■ 「埋立て等協議申出書」について

- 提出部数は1部、添付図書のサイズはA3以下とする。
- 添付図書は下記とする。

添付図書	記載事項
位置図	位置が明確にわかること
求積図	求積表が付いていること
公図の写し	埋立て等の箇所が記されていること
現況平面図	現況地盤高が記されていること
現況断面図	現況地盤高が記されていること
計画平面図	計画地盤高が記されていること
計画断面図	計画地盤高が記されていること
周囲の状況がわかる現況写真	写真方向がわかる平面図が記されていること

第1号様式(第4条関係)

### 埋立て等協議申出書

(A4版)

(宛先) 茅ヶ崎市長		年 月 日
住所又は所在地 事業主 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 電話番号 ( )		
埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境を保全するために講ずべき措置について、次のとおり協議を申し出ます。		
埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土	
埋立て等の区分		
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市	
埋立て等に係る区域の面積	m <sup>2</sup>	
埋立て等に係る区域 埋立て等に係る区域 及びその周辺の地域の現況		

備考 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

## 11 「埋立て等許可申請書」の提出について(第7条)

埋立て等協議申出書(第1号様式)により自然環境を保全するために講ずべき措置について市長との協議(第6条)を終了した後、埋立て等許可申請書(第2号様式)に必要な事項を記載し、添付図書を添えて提出してください。

### ■ 「埋め立て等許可申請書」について

- 提出部数は正本及び副本をそれぞれ1部の計2部を提出する。
- 添付図書のサイズはA3以下とする。
- 森林法の許可および農地法の許可または届出を伴う場合は、許可証または受理通知書の写しを添付すること。

### ■ 設計について

- 「埋め立て等許可申請書」の「設計」欄については、自然環境保全対策の内容が「埋立て等協議(第6条)」の協議回答(景観みどり課)と漏れなく一致していること、また、生活環境保全対策および事故防止対策の内容が関係各課との事前協議の内容と漏れなく一致していること。
- 設計図は、別表1の【設計図】における「明示すべき事項」が明示されていること。
- 擁壁等の構造計算書においては、設計条件及び算定式等の根拠を明確に示すこと。
- 施行規則別表第2の1(5)に規定する“のり面(いわゆる崖)”および擁壁で覆う崖については、宅地造成規制法施行令第1条1項2号、3号、4号(別表ク)の解釈によるものとする。

### ■ 添付図書について

- 許可申請書には以下の添付図書を添付してください。

#### 【添付図書】

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 公図
- (4) 埋立て等に係る土砂等の量の計算書
- (5) 擁壁の応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面(建築基準法の規定による確認を受けたときは確認済証の写し)
- (6) 工程表
- (7) 現況が把握できる写真及びその撮影方向を示した平面図
- (8) 土地の登記事項証明書
- (9) 登記事項証明書(事業主が法人の場合)若しくは住民票の写し(事業主が個人の場合)
- (10) 森林法又は農地法の規定による許可を受けて行う埋立て等の場合はその許可書の写し(届出によるものについては受理通知書の写し)
- (11) 上記のもののほか、市長が必要と認める図書(※1)
- (12) 別表1に掲げる【設計図】

【設計図】（別表 1）

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
現況平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 埋立て等に係る区域の境界 <input type="checkbox"/> 目標となる地物 <input type="checkbox"/> 埋立て等に係る区域に存する公共施設の位置及びその名称 <input type="checkbox"/> 埋立て等を行う前の地盤面の高さの高さ <input type="checkbox"/> 樹木及び樹木の集団の状況	500分の1以上	
埋立て等に係る工事の完了時（土砂等の堆積（以下「堆積」という。）の場合にあっては、最大堆積時）の平面図	<input type="checkbox"/> 埋立て等の区分 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 埋立て等に係る区域の境界 <input type="checkbox"/> 埋立て等に係る区域に存する公共施設の位置及びその名称 <input type="checkbox"/> 埋立て等によって生ずる地盤面（堆積の場合にあっては、最大堆積時の地盤面。以下この表において同じ。）の高さ <input type="checkbox"/> のり面の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類及び高さ	500分の1以上	1 断面図を作成した箇所に記号を付すこと。 2 埋立て、盛土又は堆積を行う部分は赤で、切土を行う部分は黄色で塗りつぶすこと。
埋立て等に係る工事の完了時（堆積の場合にあっては、最大堆積時）の断面図	<input type="checkbox"/> 埋立て等の区分 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 埋立て等を行う前の地盤面及びその高さ <input type="checkbox"/> 埋立て等によって生ずる地盤面及びその高さ <input type="checkbox"/> のり面の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 小段の位置及び幅員 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、種類及び高さ <input type="checkbox"/> 排水施設の位置	縦200分の1以上 横500分の1以上	埋立て、盛土又は堆積を行う部分は赤で、切土を行う部分は黄色で塗りつぶすこと。
排水施設の平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向 <input type="checkbox"/> 吐口の位置及び放流先の河川等の名称	500分の1以上	
排水施設の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 排水施設の種類、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 擁壁の種類、寸法、高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料及びその種類 <input type="checkbox"/> 裏込めコンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置、材料及び内径 <input type="checkbox"/> 擁壁の前面及び背面の地盤面の高さ <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの工法、位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 擁壁の高さ及び寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置	50分の1以上	擁壁を設置する場合に限る。
仮設平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 仮囲い及びその出入口の位置 <input type="checkbox"/> 標識の位置 <input type="checkbox"/> 仮排水施設の位置	500分の1以上	

【許可申請書の記載例】

第2号様式（第5条関係）

埋立て等による土地利用等、できるだけ詳しく目的を記載する。

埋立て等許可申請書

(宛先) 茅ヶ崎市長

埋立て等を行う事業区域の実測地積を記載する。

平成〇〇年△△月□□日

該当する区分にレ点

住所又は所在地 茅ヶ崎市〇〇1丁目△番□号  
 事業主 氏名 (法人にあつては、名称及び 〇〇建設株式会社  
 代表者氏名) 代表取締役〇〇〇  
 電話番号 〇〇〇〇 (△△) □□□□

埋立て等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

埋立て等の区分	埋立て	<input checked="" type="checkbox"/> 盛土	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 切土
埋立て等の目的	住宅地の開発のための埋立て			
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市〇〇1000番地、1001番地、1002番地			
埋立て等に係る区域の面積	890 m <sup>2</sup>			
埋立て等の高さ	3.5 m	埋立て等に係る土砂等の量	3800 m <sup>3</sup>	
事業主	住所	茅ヶ崎市〇〇1丁目△番□号 電話番号 〇〇〇〇 (△△) □□□□		
	氏名	茅ヶ崎 一太郎		
工事施工者	住所	茅ヶ崎市〇〇1丁目△番□号 電話番号〇〇〇〇 (△△) □□□□		
	現場責任者の氏名及び連絡先	茅ヶ崎 太郎 茅ヶ崎 一郎 090-〇〇〇〇-△△△△		
土砂等の種類	砂質土			
土砂等の発生場所	〇〇市〇〇123番地			
工事の期間	平成23年〇月△△日 ~ 平成24年〇〇月△△日			
1日の作業時間	9時 ~ 17時			
土砂等の搬入量又は搬出量	20 m <sup>3</sup> /日	運搬車両の台数	5 台/日	
		運搬車両の台数		
整地、土砂等の締固め等のために使用する機械の種類及び台数	振動ローラー 2台			
設計	設計の方針	●●●.....		
	自然環境及び生活環境の保全のために講ずる措置	●●●.....		

粘性土 (関東ローム)、砂質土、礫質土、軟岩等

許可の基準のうち、主に災害発生防止対策について記載する。

埋立て等に係る工事の施工に伴う事故を防止するために講ずる措置	●●●.....
--------------------------------	----------

**重要** 許可の基準（自然環境および生活環境保全措置、事故防止対策）について網羅するように、各関係課と協議した内容を出来る限り詳しく記載すること。

## 12 許可の基準について

### 1 災害が発生しないよう必要な措置について

- (1) 埋立て又は盛土を行う場合には、地盤面の草木等を全て伐採し、除根する。
- (2) 埋立て、盛土又は堆積を行う場合、地盤面の勾配が14度（1：4）を超える場合には、接する面が滑り面とならないよう段切りを行う。
- (3) 埋立て又は盛土を行う場合には、20センチメートルから30センチメートルまでの厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに締め固める。ただし、農地として利用する場合は、この限りでない。
- (4) 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離は、10メートル以下とする。ただし、のり面の勾配その他の状況から市長が安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) その勾配が30度を超過、かつ、次のいずれかに該当するのり面（その土質が硬岩盤（風化の著しいものを除く。）の場合を除く。）は、擁壁で覆う。  
ア 盛土によって生ずるのり面で、その上端と下端との垂直距離が1メートルを超えるもの  
イ 切土によって生ずるのり面又は切土と盛土を同時に行うことによって生ずるのり面で、その上端と下端との垂直距離が2メートルを超えるもの
- (6) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとし、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条から第10条までに規定する基準に適合するものとする。
- (7) 埋立て、盛土又は切土によって生ずるのり面の上端と下端との間の垂直距離が5メートル以上の場合（当該のり面が擁壁で覆われている場合を除く。）には、その距離5メートルごとに1.5メートル以上の幅の小段を設ける。
- (8) 盛土、堆積又は切土によって生ずるのり面の勾配が30度を超過する場合には、当該のり面の上端に続く地盤面には、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるような勾配を付する。
- (9) 埋立て等に係る区域内の雨水その他の地表水を支障なく排除することができる排水施設を設置する。
- (10) 地下水により土砂等の崩壊又は流出が生ずるおそれがある場合には、埋立て等を行う区域内の地下水を有効に排出することができるよう暗渠の設置その他の措置を講ずる。
- (11) 埋立て等を行うことにより、埋立て等に係る区域以外の土地に土砂等の流出のおそれがある場合には、埋立て等に係る土地の規模、地形等を勘案し、沈砂池を設置する。

### 2 生活環境を保全するための必要な措置について

- (1) 騒音、振動、水質汚濁等により埋立て等に係る区域の周辺の生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずる。
- (2) 堆積を行う場合には、粉じんが飛散しないような措置を講ずる。
- (3) 整地、土砂等の締固め等のために使用する機械は、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号）第11条の規定により国土交通大臣の指定を受けた建設機械又はこれに準ずるものとして市長が認めるものとする。

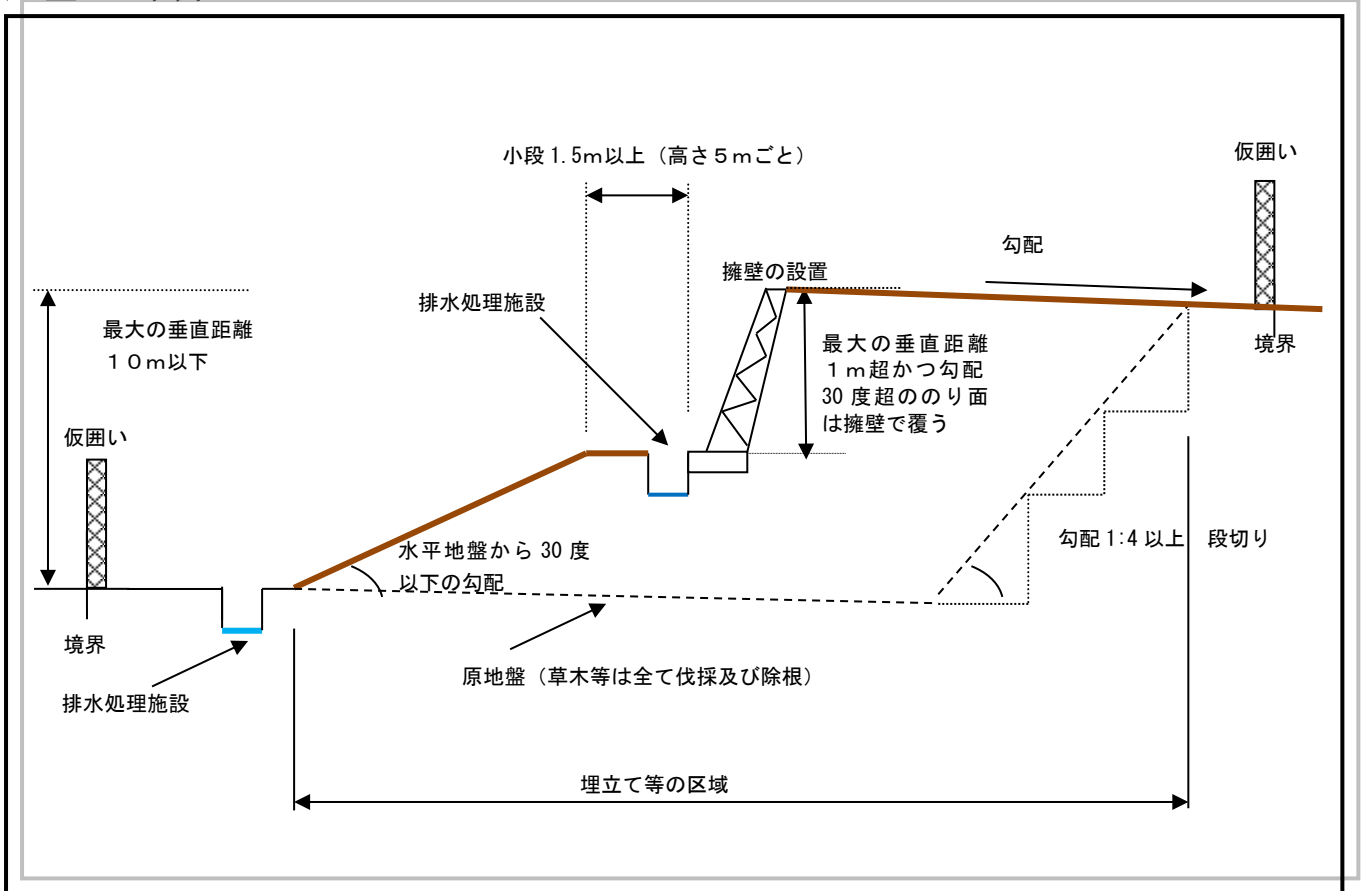
### 3 事故防止のための必要な措置について

- (1) 埋立て等に係る区域にみだりに関係者以外の者が立ち入ることがないように、その周囲を仮囲いで囲む。
- (2) 仮囲いは、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されることがないように構造のものとする。
- (3) 仮囲いの出入口は、原則として1箇所とし、施錠することができる構造とする。
- (4) 土砂等の運搬の際の事故及び危険を防止するため、必要に応じて、道路管理者、警察署長その他の関係機関と協議し、通学路の通行時間の制限、交通誘導員の配置、標識その他の安全施設の設置等の措置を講ずる。

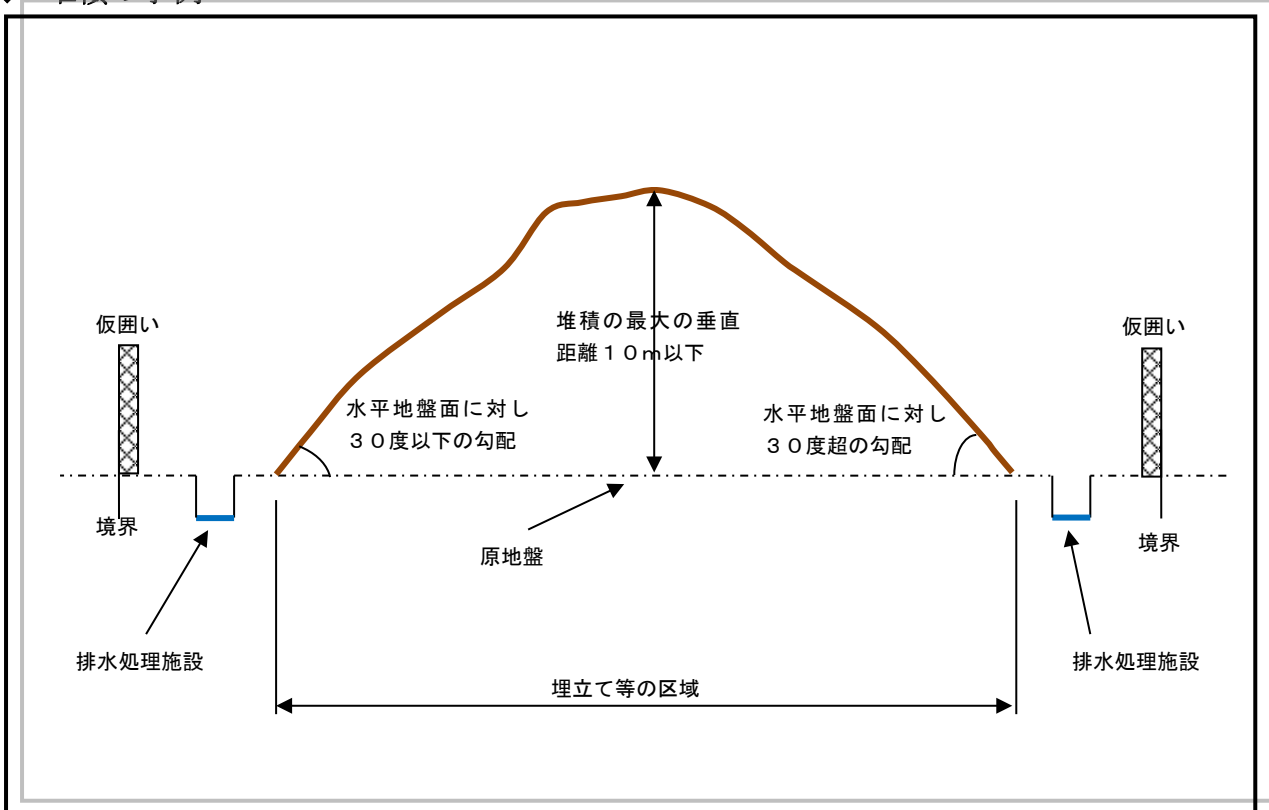


# 事例集

## ◆ 盛土の事例



## ◆ 堆積の事例



## 13 埋立て等許可決定書の交付(第9条)

埋立て等の許可を受けた事業主は、「埋立て等許可決定書」の交付を受けて工事着手できるものとする。ただし、下記、「埋立て等に伴う注意事項」の内容を遵守すること。

### 「埋立て等に伴う注意事項」

埋立て等許可後においては、以下の事項を遵守してください。

- 1 許可後は速やかに見えやすい場所に指定の標識を設置してください。標識を設置せずに工事を行うと罰則規定が適用されます。
- 2 近隣住民等へ行った周知説明について、「周知状況報告書」を工事着手前に提出してください。
- 3 「埋立て等の変更」、「地位の承継」、「埋立て等の廃止」等の諸手続が必要となった場合は、早い時期に市に相談してください。特に「埋立て等変更許可申請書」を提出する前には「埋立て等計画概要書」の提出により事前相談を行います。
- 4 埋立て等のうち、盛土および埋立てにおいて、締め固めの層ごとの厚さの管理については丁張りや擁壁等にマーキングを行うことにより、一層ごとの写真を撮ってください。
- 5 擁壁を施行する場合、擁壁のタイプ別ごとに配筋の写真を撮ってください。
- 6 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号）第11条の規定により国土交通大臣の指定を受けた建設機械については、指定シールを貼った箇所および機械全体の写真を撮ってください
- 7 上記4、5、6にて撮った写真は「埋め立等完了届出書」に添付して提出してください。
- 8 工事が完了したときは、完了日から起算して20日以内に市長に「完了届出書」を提出してください。
- 9 埋立て等のうち、“堆積”については6ヶ月以上放置した場合“盛土”とみなすので注意してください。
- 10 その他、疑義が生じたときは、市と協議をしてください。

## 14 標識の設置について(第10条)

埋立て等の許可を受けた事業主は、埋立て等に係る工事を施工している間、当該埋立て等に係る区域の土地又はその周囲の土地の見やすい場所に、埋立て等に係る標識（第3号様式）を設置しなければならない。

## 15 近隣住民等への周知について(第3条第1項)

埋立て等を行う者は、工事着手までにあらかじめ工事概要について近隣に居住する者及び隣接土地所有者等に周知してください。

よって、近隣住民及び近隣土地所有者に対して、周知活動（説明会、回覧、ビラ等）を行い、工事着手前まで次頁の「周知状況報告書」を提出すること。

年 月 日

## 周知状況報告書

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
事業主 氏名 (法人にあつては、  
名称及び代表者氏名)  
電話番号

周知状況について、次のとおり報告します。

許可番号 (許可年月日)		第 一 号 ( 年 月 日)
周 知	周知時期	年 月 日 ~ 年 月 日
	周知方法	
	周知内容	
	周知範囲	
	周知状況	
	標識設置日	年 月 日
今後の対応方法		
その他		

周知範囲については、別途平面図にて示す。

## 16 変更許可の申請、届出について(第11条)

### (1) 変更許可申請

#### ■ 変更許可要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、**変更許可申請**が必要になります。  
また、変更許可申請に先だつて**事前相談**を行っていただくことをお願いいたします。

	内 容	適用条文(条例)
1	埋立て等に係る区域の位置及び面積	第7条1項3号
2	埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離及び埋立て等に係る土砂等の量	第7条1項4号
3	埋立て、盛土又は堆積を行う場合にあっては、埋立て、盛土又は堆積に係る土砂等の種類及びその発生場所	第7条1項5号
4	埋立て等の設計	第7条1項6号

#### ■ 変更許可申請について

- 埋立て等の変更許可を受けようとする事業主は、**埋立て等変更許可申請書(第4号様式)**により市長に申請してください。
- 添付図書は、許可申請時に提出した添付図書のうち、埋立て等の設計の変更に伴いその内容が変更される図書とします。
- 申請書及び添付書類は、正本及び副本をそれぞれ1部の計2部を作成して提出してください。

### (2) 変更の届出

#### ■ 届出要件

次に掲げるいずれかの内容に変更が生じた場合は、**変更の届出**が必要になります。

	内 容	適用条文(条例)
1	事業主及び工事施工者の氏名及び住所(法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	第7条1項1号
2	埋立て等の目的	第7条1項2号
3	前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	第7条1項7号
	工事の期間及び1日の作業時間	規則第5条4項1号
	土砂等の搬入量、搬出量、運搬車両台数	規則第5条4項2号
	整地、土砂等の締固め等のための機械の種類、台数	規則第5条4項3号
	市長が必要と認める事項	規則第5条4項4号

#### ■ 届出について

埋立て等の変更の届出をする事業主は、変更した日から起算して**15日以内**に、**埋立て等変更届出書(第5号様式)**により市長に届け出てください。

## 17 地位の承継について(第12条)

### ■ 一般承継について

埋立て等の許可を受けた事業主がその事業の全部を譲り渡し、又は埋立て等の許可を受けた事業主について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継します。

埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、承継した日から起算して15日以内に、埋立て等地位承継届出書（第6号様式）により市長に届け出なければなりません。

### ■ 特定承継について

埋立て等の許可を受けた事業主から埋立て等に係る区域内の土地の所有権その他当該埋立て等を行う権原を取得した者は、埋立て等地位承継届出書（第6号様式）により市長に届け出て、当該埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継することができます。

## 18 完了の届出及び検査について(第14条)

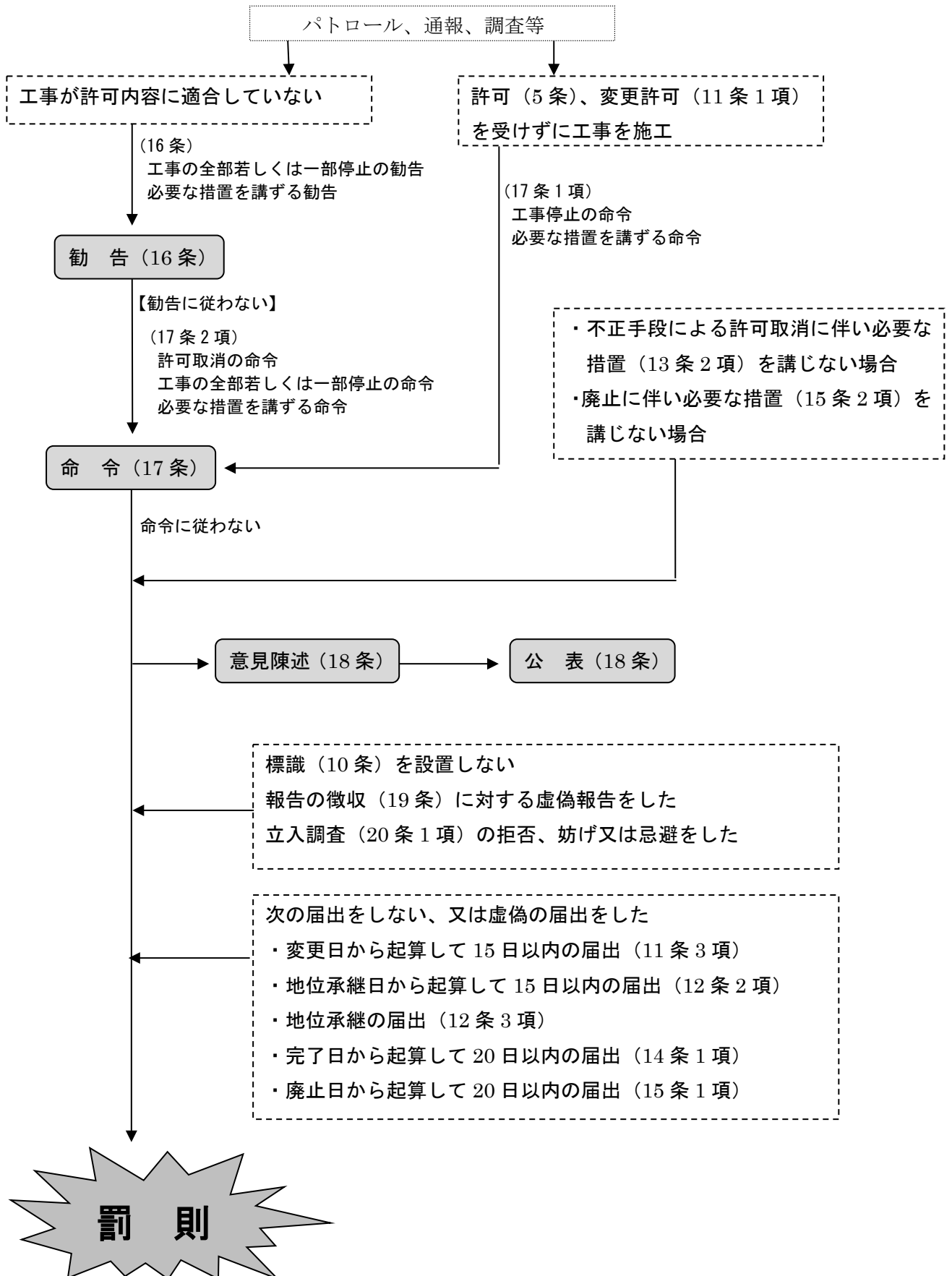
- 埋立て等の許可を受けた事業主は、埋立て等に係る工事を完了したときは、当該工事を完了した日から起算して20日以内に、埋立て等完了届出書（第7号様式）により市長に届け出てください。
- 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該工事が埋立て等の許可の内容に適合しているかどうかについて**検査**し、当該工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、その旨を書面により事業主に通知することとなります。

※ 埋立て等完了届出書（第7号様式）には次の**写真を添付**してください。

- (1) 土砂等の締固めを行った層ごとに、その厚さが確認できる写真（土砂等による土地の埋立て（以下「埋立て」という。）又は盛土の場合に限る。）
- (2) 擁壁の配筋が確認できる写真（鉄筋コンクリート造の擁壁を設置した場合に限る。）

# 19 罰則について

違反等をした者に対して、罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を定めています。



## 茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、埋立て等に対して必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊又は流出その他の災害（以下「災害」という。）の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て（以下「埋立て」という。）若しくは盛土、土砂等の堆積（以下「堆積」という。）又は切土をいう。
- (3) 事業主 埋立て等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら当該工事を施工する者をいう。
- (4) 工事施工者 埋立て等に係る工事の請負人（当該工事の下請負人を含む。）をいう。

(事業主等の責務)

第3条 事業主及び工事施工者は、埋立て等に係る工事を施工しようとするときは、あらかじめ、工事の概要について埋立て等に係る区域の近隣に居住する者及び当該区域に隣接する土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）に周知するよう努めなければならない。

- 2 事業主及び工事施工者は、埋立て等に係る工事を施工するに当たり、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業主及び工事施工者は、埋立て等に係る工事を施工するに当たり、埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境並びにその周辺の地域の住民の生活環境を保全するよう努めなければならない。
- 4 事業主及び工事施工者は、埋立て等に係る工事の施工に伴い苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第4条 埋立て等に係る区域の土地を所有する者は、事業主に埋立て等の用に供する土地を提供したときは、工事施工者が埋立て等に係る工事を施工するに当たり、災害の発生を防止するために必要な措置を講じていること並びに当該提供した土地及びその周辺の地域の自然環境並びにその周辺の地域の住民の生活環境の保全に努めていることを確認しなければならない。

- 2 埋立て等に係る区域の土地の所有者等は、災害の発生を防止するため、埋立て等が行われた、その所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理しなければならない。

(埋立て等の許可)

第5条 次の各号のいずれかに該当する埋立て等を行おうとする事業主は、その工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 埋立て等に係る区域の面積が500平方メートル以上となるもの
  - (2) 埋立て等に係る区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のものうち、当該埋立て等に係る区域に隣接する土地において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、又は現に行われている場合であって、埋立て等に係る区域と当該既に行われ、又は現に行われている埋立て等に係る区域の面積との合計が500平方メートル以上となるもの
  - (3) 埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面（堆積の場合にあっては、土砂等の最大堆積時の地盤面。第7条第1項第4号において同じ。）の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、当該埋立て等に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する埋立て等については、同項の許可（以下「埋立て等の許可」という。）を受けることを要しない。
    - (1) 他の法令又は条例の規定による許可、認可等（次に掲げる法律の規定を除く。）を受けて行う埋立て等
      - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項
      - イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項
    - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等
    - (3) 災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

(協議)

第6条 埋立て等の許可を受けようとする事業主は、埋立て等の許可の申請をする前に、埋立て等に係る工事を施工するに当たり、埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境を保全するために講ずべき措置について市長と協議しなければならない。

(申請)

第7条 埋立て等の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業主及び工事施工者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- (2) 埋立て等の目的
  - (3) 埋立て等に係る区域の位置及び面積
  - (4) 埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離及び埋立て等に係る土砂等の量
  - (5) 埋立て、盛土又は堆積を行う場合にあっては、埋立て、盛土又は堆積に係る土砂等の種類及びその発生場所
  - (6) 埋立て等の設計
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。  
(許可の基準)
- 第8条 市長は、埋立て等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る埋立て等が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、埋立て等の許可をしてはならない。
- (1) 埋立て等に係る区域及びその周辺の地域に災害が発生しないよう必要な措置が講じられていること。
  - (2) 第6条の規定による協議が行われていること。
  - (3) 埋立て等に係る区域の周辺の地域の住民の生活環境を保全するために必要な措置が講じられていること。
  - (4) 埋立て等に係る工事の施工に伴う事故を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - (5) 埋立て等を行うに当たり、森林法第10条の2第1項又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とする場合にあっては、これらの規定による許可を受けていること。
- 2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準の適用に関し必要な細目は、規則で定める。  
(許可等の通知)
- 第9条 市長は、埋立て等の許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の決定をし、書面により申請者に通知しなければならない。  
(標識の設置)
- 第10条 埋立て等の許可を受けた事業主は、埋立て等に係る工事を施工している間、当該埋立て等に係る区域の土地又はその周囲の土地の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。  
(変更の許可又は届出)
- 第11条 埋立て等の許可を受けた事業主は、第7条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない
- (1) 事業主の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 変更しようとする内容及びその理由
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。
- 3 埋立て等の許可を受けた事業主は、第7条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第8条及び第9条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。  
(許可に基づく地位の承継)
- 第12条 埋立て等の許可を受けた事業主がその事業の全部を譲り渡し、又は埋立て等の許可を受けた事業主について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定により埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、承継した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 3 埋立て等の許可を受けた事業主から埋立て等に係る区域内の土地の所有権その他当該埋立て等を行う権原を取得した者（第1項の規定により地位を承継した者を除く。）は、その旨を市長に届け出て、当該埋立て等の許可を受けた事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。  
(許可の取消し)
- 第13条 市長は、事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により、埋立て等の許可又は第11条第1項の許可を受けたとき。
  - (2) 第11条第1項の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る埋立て等について、災害の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた事業主に対し、相当の期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。  
(完了の届出及び検査)
- 第14条 埋立て等の許可を受けた事業主は、埋立て等に係る工事を完了したときは、当該工事を完了した日から起算して20日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該工事が埋立て等の許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、その旨を書面により事業主に通知しなければならない。



(埋立て等の廃止)

第15条 埋立て等の許可を受けた事業主は、埋立て等に係る工事を廃止したときは、当該工事を廃止した日から起算して20日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る埋立て等について、災害の発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした事業主に対し、相当の期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(勧告)

第16条 市長は、埋立て等に係る工事が当該許可の内容に適合していないと認めるときは、事業主又は工事施工者に対し、当該工事の全部若しくは一部を停止し、又は相当の期限を定めて、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第17条 市長は、第5条又は第11条第1項の規定に違反して埋立て等に係る工事を施工し、若しくは施工させた事業主又は当該工事の工事施工者に対し、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告に従わない事業主又は工事施工者に対し、埋立て等の許可を取り消し、又は当該工事の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、第13条第2項、第15条第2項又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主又は工事施工者に対し、埋立て等に係る工事の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等に係る区域の土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において施工されている埋立て等に係る工事の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第21条 市長は、埋立て等が行われた土地において災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第11条第1項の規定に違反して埋立て等に係る工事を施工し、又は施工させた事業主

(2) 第17条第1項の規定による命令に違反した事業主又は工事施工者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第2項又は第15条第2項の規定による命令に違反した事業主

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した事業主又は工事施工者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の規定に違反して標識を設置しなかった事業主

(2) 第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主又は工事施工者

(3) 第20条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第26条 第11条第3項、第12条第2項若しくは第3項、第14条第1項又は第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、300,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に工事に着手している埋立て等については、この条例は、適用しない。

## 茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成23年茅ヶ崎市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の適用除外)

第3条 条例第5条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社（協議）

第4条 条例第6条の規定による協議は、埋立て等協議申出書（第1号様式）を提出してしなければならない。

(許可申請書等)

第5条 条例第7条第1項の申請書は、埋立て等許可申請書（第2号様式）とする。

2 条例第7条第1項第6号の埋立て等の設計は、設計の方針並びに自然環境及び生活環境の保全のために講ずる措置及び埋立て等に係る工事の施工に伴う事故を防止するために講ずる措置について記載するとともに、設計図により定めなければならない。

3 前項の設計図は、別表第1に定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、擁壁の断面図及び擁壁の背面図については、擁壁を設置する場合に限る。

4 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て等に係る工事の期間及び1日の作業時間
  - (2) 土砂等の搬入量又は搬出量及び運搬車両の台数
  - (3) 整地、土砂等の締固め等のために使用する機械の種類及び台数
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 5 条例第7条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。
- (1) 位置図
  - (2) 求積図
  - (3) 埋立て等に係る区域を明示した不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
  - (4) 埋立て等に係る土砂等の量の計算書
  - (5) 擁壁の応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面（鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に限る。）。この場合において、当該擁壁の設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を受けたときは、同項の確認済証の写しをもってこれに代えることができる。
  - (6) 工程表
  - (7) 埋立て等に係る区域の現況が把握できる写真及びその撮影方向を示した平面図
  - (8) 埋立て等に係る区域の土地の登記事項証明書
  - (9) 事業主が、法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
  - (10) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を受けて行う埋立て等の場合にあっては、これらの規定による許可に係る書面の写し
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

6 第1項の申請書、第2項の設計図及び前項に掲げる図書は、正本及び副本それぞれ1部を提出するものとする。

(許可の基準)

第6条 条例第8条第2項に規定する規則で定める細目は、別表第2のとおりとする。

(許可等決定書)

第7条 条例第9条の規定による通知は、埋立て等許可等決定書によるものとする。

(標識)

第8条 条例第10条の規則で定める標識は、埋立て等に係る標識（第3号様式）とする。

(変更許可申請書等)

第9条 条例第11条第1項の申請書は、埋立て等変更許可申請書（第4号様式）とする。

2 条例第11条第2項の規則で定める図書は、第5条第2項の設計図及び同条第5項に掲げる図書のうち、埋立て等の設計の変更に伴いその内容が変更される図書とする。

3 第1項の申請書及び前項に規定する図書は、正本及び副本それぞれ1部を提出するものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出は、埋立て等変更届出書（第5号様式）によるものとする。

5 条例第11条第4項において準用する条例第9条の規定による通知は、埋立て等変更許可等決定書によ

るものとする。

(地位承継届出書)

第10条 条例第12条第2項又は第3項の規定による届出は、埋立て等地位承継届出書(第6号様式)に、当該承継に係る事実を証する書類を添付して行うものとする。

(完了届出書)

第11条 条例第14条第1項の規定による届出は、埋立て等完了届出書(第7号様式)に、次に掲げる写真を添付して行うものとする。

(1) 土砂等の締固めを行った層ごとに、その厚さが確認できる写真(土砂等による土地の埋立て(以下「埋立て」という。))又は盛土の場合に限る。)

(2) 擁壁の配筋が確認できる写真(鉄筋コンクリート造の擁壁を設置した場合に限る。)

(許可適合書)

第12条 条例第14条第2項の規定による通知は、埋立て等許可適合書によるものとする。

(廃止届出書)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、埋立て等廃止届出書(第8号様式)に、埋立て等に係る工事を廃止した後の埋立て等に係る区域の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(公表の方法等)

第14条 条例第18条第1項の規定による公表は、茅ヶ崎市公告式条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第48号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

2 市長は、条例第18条第2項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当の期間において、書面により通知するものとする。

(立入調査員証)

第15条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第9号様式)とする。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

#### 別表第1(第5条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況平面図	縮尺 方位 埋立て等に係る区域の境界 目標となる地物 埋立て等に係る区域に存する公共施設の位置及びその名称 埋立て等を行う前の地盤面の高さ 樹木及び樹木の集団の状況	500分の1以上	
埋立て等に係る工事の完了時(土砂等の堆積(以下「堆積」という。))の場合にあっては、最大堆積時の平面図	埋立て等の区分 縮尺 方位 埋立て等に係る区域の境界 埋立て等に係る区域に存する公共施設の位置及びその名称 埋立て等によって生ずる地盤面(堆積の場合にあっては、最大堆積時の地盤面。以下この表において同じ。)の高さ のり面の位置 擁壁の位置、種類及び高さ	500分の1以上	1 断面図を作成した箇所に記号を付すこと。 2 埋立て、盛土又は堆積を行う部分は赤で、切土を行う部分は黄色で塗りつぶすこと。
埋立て等に係る工事の完了時(堆積の場合にあっては、最大堆積時)の断面図	埋立て等の区分 縮尺 埋立て等を行う前の地盤面及びその高さ 埋立て等によって生ずる地盤面及びその高さ のり面の高さ及び勾配 小段の位置及び幅員 擁壁の位置、種類及び高さ 排水施設の位置	縦200分の1以上 横500分の1以上	埋立て、盛土又は堆積を行う部分は赤で、切土を行う部分は黄色で塗りつぶすこと。
排水施設の平面図	縮尺 方位 排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向 吐口の位置及び放流先の河川等の名称	500分の1以上	
排水施設の断面図	縮尺 排水施設の種類、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の断面図	縮尺 擁壁の種類、寸法、高さ及び勾配 擁壁の材料及びその種類 裏込めコンクリートの寸法 鉄筋の位置及び寸法 透水層の位置及び寸法 水抜穴の位置、材料及び内径 擁壁の前面及び背面の地盤面の高さ 基礎地盤の土質 基礎ぐいの工法、位置、材料及び寸法	50分の1以上	

擁壁の背面図	縮尺 擁壁の高さ及び寸法 鉄筋の位置及び寸法 水抜穴の位置	50分の1以上	擁壁を設置する場合に限る。
仮設平面図	縮尺 方位 仮囲い及びその出入口の位置 標識の位置 仮排水施設の位置	500分の1以上	

別表第2（第6条関係）

1 条例第8条第1項第1号に掲げる基準の適用に関する細目

- (1) 埋立て又は盛土を行う場合には、埋立て又は盛土を行う前の地盤面の草木等を全て伐採し、及び除根すること。
- (2) 埋立て、盛土又は堆積を行う場合（埋立て、盛土又は堆積を行う前の地盤面の勾配が14度を超える場合に限る。）には、埋立て、盛土又は堆積を行う前の地盤と埋立て、盛土又は堆積に係る土砂等とが接する面が滑り面とならないよう段切りを行うこと。
- (3) 埋立て又は盛土を行う場合には、20センチメートルから30センチメートルまでの厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに締め固めること。ただし、埋立て又は盛土を行った後に農地として利用する場合は、この限りでない。
- (4) 埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離は、10メートル以下とすること。ただし、のり面の勾配その他の状況から市長が安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) その勾配が30度を超え、かつ、次のいずれかに該当するのり面（その土質が硬岩盤（風化の著しいものを除く。）の場合を除く。）は、擁壁で覆うこと。
  - ア 盛土によって生ずるのり面で、その上端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端）と下端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端）との垂直距離が1メートルを超えるもの
  - イ 切土によって生ずるのり面又は切土と盛土を同時に行うことによって生ずるのり面で、その上端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端）と下端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端）との垂直距離が2メートルを超えるもの
- (6) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとし、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条から第10条までに規定する基準に適合するものとする。
- (7) 埋立て、盛土又は切土によって生ずるのり面の上端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端）とのり面の下端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端）との間の垂直距離が5メートル以上の場合（当該のり面が擁壁で覆われている場合を除く。）には、その距離5メートルごとに1.5メートル以上の幅の小段を設けること。
- (8) 盛土、堆積又は切土によって生ずるのり面の勾配が30度を超える場合には、当該のり面の上端に続く地盤面には、そののり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるような勾配を付すること。
- (9) 埋立て等に係る区域内の雨水その他の地表水を支障なく排除することができる排水施設を設置すること。
- (10) 地下水により土砂等の崩壊又は流出が生ずるおそれがある場合には、埋立て等を行う区域内の地下水を有効に排出することができるよう暗渠の設置その他の措置を講ずること。
- (11) 埋立て等を行うことにより、埋立て等に係る区域以外の土地に土砂等の流出のおそれがある場合には、埋立て等に係る土地の規模、地形等を勘案し、沈砂池を設置すること。

2 条例第8条第1項第3号に掲げる基準の適用に関する細目

- (1) 騒音、振動、水質汚濁等により埋立て等に係る区域の周辺の生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 堆積を行う場合には、粉じんが飛散しないような措置を講ずること。
- (3) 整地、土砂等の締め固め等のために使用する機械は、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号）第11条の規定により国土交通大臣の指定を受けた建設機械又はこれに準ずるものとして市長が認めるものとする。

3 条例第8条第1項第4号に掲げる基準の適用に関する細目

- (1) 埋立て等に係る区域にみだりに関係者以外の者が立ち入ることがないように、その周囲を仮囲いで囲むこと。
- (2) 仮囲いは、風圧等により容易に転倒し、又は破壊されることのないような構造のものとする。
- (3) 仮囲いの出入口は、原則として1箇所とし、施錠することができる構造とすること。
- (4) 土砂等の運搬の際の事故及び危険を防止するため、必要に応じて、道路管理者、警察署長その他の関係機関と協議し、通学路の通行時間の制限、交通誘導員の配置、標識その他の安全施設の設置等の措置を講ずること。

第1号様式（第4条関係）

埋立て等協議申出書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長  住所又は所在地 事業主 氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者氏名) 電話番号 ( )	
埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の自然環境を保全するために講ずべき措置について、次のとおり協議を申し出ます。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
埋立て等に係る区域の面積	m <sup>2</sup>
埋立て等に係る区域 埋立て等に係る区域 及びその周辺の地域の現況	

備考 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

埋立て等許可申請書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長  住所又は所在地 事業主 氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者氏名) 電話番号 ( )	
埋立て等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等の目的 埋立て等の目的	
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
埋立て等に係る区域の面積	m <sup>2</sup>
埋立て等の高さ	m    埋立て等に係る土砂等の量    m <sup>3</sup>

埋立て等の高さ			
事業主	住所	電話番号 ( )	
	氏名		
工事施工者	住所	電話番号 ( )	
	氏名		
	現場責任者の 現場責任者の 氏名及び連絡先 氏名及び連絡先		
土砂等の種類		土砂等の種類	
土砂等の発生場所		土砂等の発生場所	
工事の期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
1日の作業時間		~	
土砂等の搬入量又は搬出量		m <sup>3</sup> /日	運搬車両の台数 運搬車両の台数
台/日			
整地、土砂等の締固め等のために使用する機械の種類及び台数			
設計	設計の方針	設計の方針	
	自然環境及び生活環境の保全のために講ずる措置		
	埋立て等に係る工事の施工に伴う事故を防止するために講ずる措置		

- 備考
- 1 正副各1部にそれぞれ設計図を添付して提出してください。
  - 2 「埋立て等の区分」欄は、該当する口にレ印を記入してください。
  - 3 「埋立て等の高さ」欄は、埋立て等に係る区域における埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面（堆積の場合にあっては、土砂等の最大堆積時の地盤面）の最大の垂直距離を記入してください。
  - 4 「土砂等の種類」欄及び「土砂等の発生場所」欄は、埋立て、盛土又は堆積を行う場合に記入してください。
  - 5 次に掲げる図書を添付してください。
    - (1) 位置図
    - (2) 求積図
    - (3) 埋立て等に係る区域を明示した不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
    - (4) 埋立て等に係る土砂等の量の計算書
    - (5) 擁壁の応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面（鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に限る。）。この場合において、当該擁壁の設置について建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を受けたときは、同項の確認済証の写しをもってこれに代えることができる。
    - (6) 工程表

- (7) 埋立て等に係る区域の現況が把握できる写真及びその撮影方向を示した平面図
- (8) 埋立て等に係る区域の土地の登記事項証明書
- (9) 事業主が、法人の場合にあつては登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
- (10) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を受けて行う埋立て等の場合にあつては、これらの規定による許可に係る書面の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

第3号様式（第8条関係）

埋立て等に係る標識	
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年 月 日 茅ヶ崎市指令第 号
埋立て等の区分 埋立て等の区分	
埋立て等の目的 埋立て等の目的	
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
埋立て等に係る区域の面積	m <sup>2</sup>
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業主	住所 電話番号 ( )
	氏名
工事施工者	住所 電話番号 ( )
	氏名
	現場責任者の 現場責任者の 氏名及び連絡先 氏名及び連絡先

備考 標識の寸法は、縦1メートル以上、横1.2メートル以上とする。

第4号様式（第9条関係）

埋立て等変更許可申請書

年 月 日
<p>(宛先) 茅ヶ崎市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 事業主 氏名（法人にあつては、名称及び 代表者氏名） 電話番号 ( )</p>

埋立て等の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年      月      日 茅ヶ崎市指令第      号
変更内容 変更内容	変更前変更前
	変更後変更後
変更の理由	変更の理由

- 備考 1 正副各1部を提出してください。  
 2 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 茅ヶ崎市埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第2項の設計図及び同条第5項に掲げる図書のうち、埋立て等の設計の変更に伴いその内容が変更される図書を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

埋立て等変更届出書

年      月      日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所又は所在地 事業主 氏名（法人にあつては、名称及び 代表者氏名） 電話番号                      (              )	
埋立て等の許可に係る事項を変更したので、次のとおり届け出ます。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年      月      日 茅ヶ崎市指令第      号
変更した日	年      月      日
変更内容 変更内容	変更前変更前
	変更後変更後

- 備考 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

埋立て等地位承継届出書

--



年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所又は所在地 事業主 氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者氏名) 電話番号 ( )	
埋立て等の許可を受けた事業主の地位の承継について、次のとおり届け出ます。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年 月 日 茅ヶ崎市指令第 号
被承継人 被承継人	住所 電話番号 ( )
	氏名
承継年月日承継年月日	年 月 日
承継の事由承継の事由	

備考 1 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 承継に係る事実を証する書類を添付してください。

第7号様式 (第11条関係)

埋立て等完了届出書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所又は所在地 事業主 氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者氏名) 電話番号 ( )	
埋立て等に係る工事を完了したので、次のとおり届け出ます。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年 月 日 茅ヶ崎市指令第 号
完了年月日完了年月日	年 月 日

備考 1 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 次に掲げる写真を添付してください。

(1) 土砂等の締固めを行った層ごとに、その厚さが確認できる写真 (埋立て又は盛土の場合に限る)。

- )  
 (2) 擁壁の配筋が確認できる写真（鉄筋コンクリート造の擁壁を設置した場合に限る。）

第8号様式（第13条関係）

埋立て等廃止届出書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所又は所在地 事業主 氏名（法人にあつては、名称及び 代表者氏名） 電話番号 ( )	
埋立て等に係る工事を廃止したので、次のとおり届け出ます。	
埋立て等の区分 埋立て等の区分	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 切土
埋立て等に係る区域の位置	茅ヶ崎市
許可年月日及び番号 許可年月日及び番号	年 月 日 茅ヶ崎市指令第 号
廃止年月日 廃止年月日	年 月 日

- 備考 1 「埋立て等の区分」欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 2 埋立て等に係る工事を廃止した後の埋立て等に係る区域の状況を示す写真を添付してください。

第9号様式（第15条関係）

(表)

第 号	立入調査員証立入調査員証
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto;">写真添付</div>	所属 職 氏名 生年月日
上記の者は、茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例第20条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
茅ヶ崎市長 印	
(裏)	

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等に係る区域の土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において施工されている埋立て等に係る工事の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 寸法は、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

**「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例」申請の手引き**

**発行 茅ヶ崎市**

**編集 都市部 都市計画課**

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111 (内線 2301)

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>